

大川広域行政組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例に関する規則

〔平成11年 5月21日  
規則 第 7 号〕

改正 平成13年 2月20日規則第 2号 平成15年 4月 1日規則第 3号  
平成16年 3月24日規則第 1号 平成17年 3月28日規則第 9号  
平成19年 3月29日規則第 8号 平成22年 3月25日規則第 2号  
平成31年 3月29日規則第 4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条に規定する審査判定業務を行うため、大川広域行政組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年大川地区広域行政振興整備事務組合同条第6号）第2条の規定に基づき、大川広域行政組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第1条の2** 認定審査会の委員は、法第15条第2項に基づき、医療に関する委員は大川地区医師会から、保健又は福祉に関する委員は構成市長の推薦により、管理者が任命する。

(委員の任期)

**第1条の3** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第1条の4** 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

**第1条の5** 認定審査会は、会長が招集する。

2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(合議体)

**第2条** 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第9条第1項に規定する合議体をいう。以下同じ。）で審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体の数は、10合議体以内とする。

3 合議体の構成する委員の定数は、5人とする。

4 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

5 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する当該合議体を構成する委員が、その

職務を代理する。

6 合議体は、当該合議体の長が招集する。

7 合議体は、当該合議体の長及びこれを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

8 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、当該合議体長の決するところによる。

9 認定審査会において別段の定めをした場合のほか、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(介護扶助に係る審査及び判定)

**第3条** 認定審査会は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2の規定による介護扶助に係る審査及び判定を行うことができる。

(庶務)

**第4条** 認定審査会の庶務は、事務局介護認定審査係において行う。

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

(介護保険の実施のために必要な準備)

**第6条** 認定審査会は、この規則の施行日前においても、介護保険の実施のために必要な審査及び判定の業務を行うことができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年2月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第8号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第2号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。